

I 法人の概要

※平成 31 年 3 月 31 日現在（ただし、(5)資本金の状況は平成 30 年 3 月 31 日、
(10)職員の状況は平成 30 年 4 月 1 日現在）

(1) 法人の名称

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

(2) 設立目的

農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援等を行い、もって道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与する。

(3) 設立の根拠となる法律名

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

(4) 事業内容

- ①農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、技術開発を行うこと。
- ②前号に掲げる業務に関する普及及び技術支援を行うこと。
- ③試験機器等の設備及び施設の提供を行うこと。
- ④前 3 号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(5) 資本金の状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
道出資金	25,425,696	0	62,350	25,363,346
資本金合計	25,425,696	0	62,350	25,363,346

(6) 役員状況

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	田中 義克	自 H30.4.1 至 H34.3.31	総括	元トヨタ自動車北海道(株)顧問

理事	高田 純	自 H30.4.1 至 H32.3.31	経営企画担当	元北海道総務部人事局 法制文書課文書館館長
理事	尾谷 賢	自 H30.4.1 至 H32.3.31	研究企画担当	元北洋銀行執行役員
理事	丸谷 知己	自 H30.4.1 至 H32.3.31	連携推進担当	元北大大学院農学研究 院長兼大学院農学院長 兼農学部長
監事	千葉 智	自 H30.4.1 至平成 33 年 度財務諸表承 認の日まで	監査	元有限責任監査法人 トーマツ

(7) 事業所等の所在地

【法人本部】 : 札幌市北区北 19 条西 11 丁目 北海道総合研究
プラザ

【農業研究本部】

中央農業試験場 : 夕張郡長沼町東 6 線北 15 号
生産研究部 水田農業グループ

: 岩見沢市上幌向町 216 番地

遺伝資源部 : 滝川市南滝の川 363-2

上川農業試験場 : 上川郡比布町南 1 線 5 号

道南農業試験場 : 北斗市本町 680 番地

十勝農業試験場 : 河西郡芽室町新生南 9 線 2 番地

北見農業試験場 : 常呂郡訓子府町字弥生 52

酪農試験場 : 標津郡中標津町旭ヶ丘 7 番地

天北支場 : 枝幸郡浜頓別町緑が丘 8 丁目 2 番地

畜産試験場 : 上川郡新得町字新得西 5 線 39 番地 1

花・野菜技術センター : 滝川市東滝川 735 番地

【水産研究本部】

中央水産試験場 : 余市郡余市町浜中町 238 番地

函館水産試験場 : 函館市弁天町 20 番 5 号

釧路水産試験場 : 釧路市仲浜町 4 番 25 号
 調査研究部 : 釧路市浜町 2 番 6 号
 網走水産試験場 : 網走市鱒浦 1 丁目 1 番 1 号
 加工利用部 : 紋別市港町 7 丁目 8 番 5 号
 稚内水産試験場 : 稚内市末広 4 丁目 5 番 15 号
 栽培水産試験場 : 室蘭市舟見町 1 丁目 156 番 3 号
 さけます・内水面水産試験場 : 恵庭市北柏木町 3 丁目 373 番地
 道南支場 : 二海郡八雲町熊石鮎川町 189-43
 道東センター : 標津郡中標津町丸山 3 丁目 1 番地 10

【森林研究本部】

林業試験場 : 美唄市光珠内町東山
 道南支場 : 函館市桔梗町 372-2
 道東支場 : 上川郡新得町字新得西 2 線
 道北支場 : 中川郡中川町字誉 300
 林産試験場 : 旭川市西神楽 1 線 10 号

【産業技術研究本部】

工業試験場 : 札幌市北区北 19 条西 11 丁目
 食品加工研究センター : 江別市文京台緑町 589 番地 4

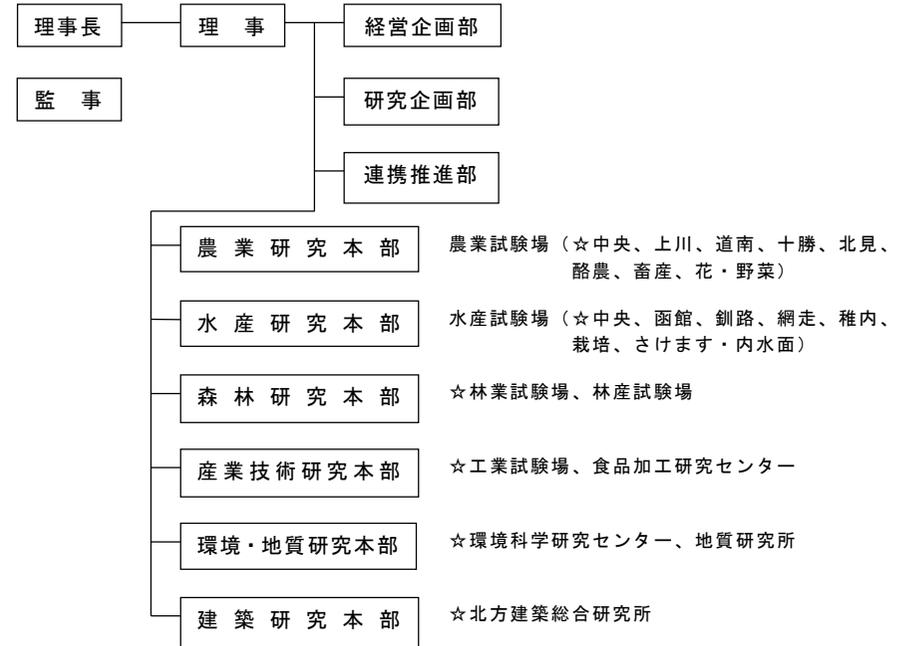
【環境・地質研究本部】

環境科学研究センター : 札幌市北区北 19 条西 12 丁目
 道東地区野生生物室 : 釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号 釧路総合振興局内
 道南地区野生生物室 : 檜山郡江差町字橋本町 72 番地 1
 地質研究所 : 札幌市北区北 19 条西 12 丁目
 海洋科学研究センター : 小樽市築港 3 番 1 号

【建築研究本部】

北方建築総合研究所 : 旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 1 番 20 号
 建築研究本部建築性能試験センター : 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館西棟

(8) 組織



※ ☆印：研究本部の企画等を担う組織

(9) 沿革

道立試験研究機関は、道民生活の向上や道内産業の振興を目指して、研究開発等を行い、その成果を道民に還元してきたが、近年の道民ニーズの複雑化、多様化などの情勢等を踏まえ、道立試験研究機関が果たしてきた機能の維持・向上を図り、これらの変化に対応できる組織とするため、平成 22 年 4 月 1 日に 22 の試験研究機関を統合して、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）を設立した。

現在、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野や地域における課題等に対応した研究開発、技術支援等を実施している。

(10) 職員の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

常勤職員は、1,091 人（前年度同期比 13 人増加）であり、平均年齢は 46.5

歳となっている。

また、非常勤職員は、5人となっている。

(11) 理念

道民生活の向上及び道内産業の振興に貢献する機関として、未来に向けて夢のある北海道づくりに取り組みます。

【使命】

わたしたちは、北海道の豊かな自然と地域の特色を生かした研究や技術支援などを通して、道民の豊かな暮らしづくりや自然環境の保全に貢献します。

【目指す姿】

わたしたちは、世界にはばたく北海道の実現に向け、幅広い産業分野にまたがる試験研究機関としての総合力を発揮し、地域への着実な成果の還元を努め、道民から信頼され、期待される機関を目指します。

【行動指針】

わたしたちは、研究者倫理や法令を遵守し、道民本位の視点とたゆまぬ向上心を持って、新たな知見と技術の創出に努めるとともに、公平かつ公正なサービスを提供します。

(12) 第一期中期目標（期間：H22.4.1～H27.3.31）

- ① 研究の戦略的な展開及び成果の普及
- ② 総合的な技術支援及び社会への貢献
- ③ 連携の推進
- ④ 広報機能の強化

(13) 第二期中期目標（期間：H27.4.1～H32.3.31）

- ① 研究の推進及び成果の普及・活用
- ② 知的財産の活用
- ③ 総合的な技術支援の推進
- ④ 連携の充実強化
- ⑤ 広報機能の強化

II 総括実績（平成27～29年度）

(1) 総括

本法人は、平成22年4月、新たな基本理念を掲げ、22の道立試験研究機関を統合して、地方独立行政法人として発足した。研究の戦略的な展開及び成果の普及、総合的な技術支援及び社会への貢献などを重要な使命とし、北海道のための総合的な研究機関として、外部の機関と連携しながら、さまざまな取組を進めてきた。

1 研究の推進

総合力を発揮して取り組む研究分野として、「食」、「エネルギー」、及び「地域」を重点領域として設定し、各年度重点的に取り組む研究開発を明確にした研究開発の重点化方針などを定め、研究開発を戦略的に展開した。

- ・ 食料の安定供給技術の確立と食関連産業の振興
- ・ 再生可能エネルギー等の安定供給システムと省エネルギー技術体系の構築
- ・ 自然・産業・生活が調和した安全で持続可能な地域の構築

こうした研究の重点化に沿って、道の重要な施策等に関わる分野横断的な研究を外部の機関と連携して行う戦略研究や、事業化・実用化を目指す研究である重点研究、技術力の維持向上等に必要な基盤的な研究などからなる経常研究、競争的資金を活用した公募型研究など、毎年600課題を超える研究に取り組み、研究成果については、必要に応じて知的財産権として保護・管理するとともに、順次、企業等に普及、移転するなど、全体として、着実に研究を推進した。

研究課題については、外部有識者を交えた研究課題検討や自己点検評価、研究評価委員会による外部評価を実施し、研究の進捗管理や新たに取り組む研究を立案するなど、効果的・効率的に研究を推進した。

2 知的財産の有効活用

研究や技術支援の成果として得られた重要な知見や新しい技術等については、企業等への利活用を促進するため、知的財産管理業務を本部に一元化し、知的財産ポリシーの普及や各種規程を整備するとともに、知的財産に係る支援団体と連携して開放特許情報の発信や企業訪問など利用促進を図った。

3 総合的な技術支援

道総研の総合力を活かして、技術相談、技術指導、講師等派遣・依頼執筆、課題対応型支援、技術審査、依頼試験、試験機器等の設備使用、インキュベーション施設の貸与などのさまざまな技術支援を行った。ホームページ等による制度の周知、展示会や成果発表会、市町村等への訪問やセミナーにおけるPR、研究職員データベースによる研究職員の指導技術内容の紹介により、技術支援件数の増加に取り組んだ。

4 連携の推進

第二期中期計画の期間中、新たな連携協定を10件締結して連携基盤の構築を図るとともに、国、市町村、大学、金融機関等の職員に連携コーディネーターを委嘱し、道総研内外の連携に関する情報交換・意見交換を行い、外部の機関との連携を推進した。

また、連携協定や連携コーディネーターのネットワークを活用して、共同研究の実施、技術支援、研究交流会の開催、展示会、セミナーの開催等イベントへの相互協力や人材交流等を行ったほか、北海道総合研究プラザ等を連携拠点として活用した研究会・講習会等を開催し、成果の普及や技術交流に取り組んだ。

5 広報活動の推進

プレスリリースによる情報提供に加え、報道機関を個別訪問し、研究成果等のPRを実施するとともに、道総研が主催する道民を対象としたセミナー、北海道と共催した「サイエンスパーク」等を通じて研究成果や技術支援のPRを行ったほか、地域の金融機関や商工会議所等への訪問、地域セミナーの開催など、幅広い広報に取り組んだ。

また、「第一期成果集」、企業と共同開発した商品等の事例を掲載した冊子「キラリと光る北海道の注目技術」を用いて、関係機関、各種イベント、企業訪問等の際に広報したほか、フェイスブックの導入、道総研全体の情報を発信する道総研メールマガジン「ほっかいどうの希望をかたちに！」の創刊、ホームページや道庁ブログの活用により、道民に身近でわかりやすい広報に取り組んだ。

(2) 計画の全体的な進捗状況

中期計画の進捗状況を把握するため、全59項目について自己点検評価を行った結果、3評定56項目(94.9%)、2評定3項目(5.1%)となり、全体として概ね計画どおり取組を実施し、一定の成果を上げることができた。

各項目の進捗状況は次のとおり。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1分野(37項目)は、3評定37項目(100%)となり、計画どおりに取組を実施した。

なお、研究推進項目(17項目)は、各項目とも中期計画の取組を順調に実施していることから、3評定とした。

主な内容は次のとおり。

○研究ニーズの把握・対応と研究の重点化(No.1~4)

- ・中期計画で定めた3つの重点領域について、研究開発の重点化方針を策定して、道の重要な施策や道民ニーズ等を踏まえ研究課題を設定し取り組み、研究資源の選択と集中を図った。

○戦略研究(No.5)

- ・中期計画で定めた3つの重点領域に対応し、企業や大学、国の研究機関等や道総研の複数の試験場等の緊密な連携の下、道の重要な施策等に関わる分野横断型の研究を戦略的かつ着実に実施した。

『素材・加工・流通技術の融合による新たな食の市場創成』(H27~31)

『地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築』

(H26~30)

『農村集落における生活環境の創出と産業振興に向けた対策手法の構築』

(H27~31)

○重点研究(No.6)

- ・企業、大学、国の研究機関等との緊密な連携の下、地域の活性化などに大きな効果をもたらす実用化につながる研究や緊急性が高い研究を実施した。

○経常研究、公募型研究等 (No. 7～8)

- ・技術力の基盤となり新たな研究開発につながる経常研究のほか、国等の競争的資金である公募型研究、道や企業等からの依頼による受託研究等を実施した。

○研究評価 (No. 9)

- ・各研究本部で管理する経常研究等においては、外部有識者を交えた課題検討と自己点検評価を着実に実施した。また、理事長マネジメントによる重点研究、戦略研究においては、研究評価委員会により分野を超えた幅広い視点から外部評価を行うとともに、これを踏まえて理事長による総合評価を実施して、客観性を確保した研究評価を行った。併せて、評価結果に基づいて継続中である研究の進捗管理・内容の見直しを行うとともに、次年度から始める研究課題を選定するなど、外部の視点を取り入れた効果的な研究開発を推進した。
- ・研究本部間の連携を促進させ、総合力を発揮する研究をより一層推進するため、研究分野を横断して課題検討できる制度を新たに設けるなど、研究課題検討及び研究課題評価に係る制度改正を行った。

○研究成果の発信・普及 (No.10～11)

- ・研究成果発表会や企業向けセミナー等のほか、企業や大学等とともに特定分野の研究に関する研究会を開催し、研究成果の発信や普及に取り組んだ。また、研究成果を学会やシンポジウム等で発表したほか、学術誌や専門誌等への投稿や研究報告書などの刊行物の発刊、ホームページへの掲載等により研究成果の発信・普及に取り組んだ。
- ・技術資料等の各種刊行物や、終了した研究課題に関して取組状況を分かりやすくまとめた「研究成果の概要」を作成し、各種広報事業の際に配布したほか、常設展示コーナー等に配架した。また、ホームページやメールマガジン等により研究成果の普及に取り組んだほか、展示会等に計画的かつ積極的に参加し、製品やパネル、各種刊行物等により研究成果や知見をPRして、成果の利活用や出展者・来場者との連携の構築を図った。

○知的財産の有効活用 (No. 12～13)

- ・知的財産管理業務を本部研究企画部に一元化し、知的財産ポリシーの普及や各種規程を整備するとともに、外部有識者を含めた知的財産審査委員会において、知的財産の権利化や保有する特許権等の維持要否調査を行うなど適切な管理に努めた。
- ・北海道知的所有権センターなど知的財産に係る支援団体と連携した開放特許情報の発信や企業訪問の実施、「JST新技術説明会」など、国や自治体、大学等が主催する技術普及イベント等を活用した特許権等のPR活動を通じ、企業等に向け、知的財産の利用促進を図った。

○総合的な技術支援 (No. 14～17)

- ・道民や企業等からの様々な技術的な問い合わせ・相談に対応し、関連する技術や研究成果等の情報を相談者に提供した。また、病害虫対策や製品の品質向上など各試験場等の分野に応じた技術指導を行った。
- ・課題対応型支援を新設して簡易・短期的な試験、調査等を行い、利用者の利便性の向上を図った。
- ・技術審査については、国等の公募型事業や助成事業等に係る企業等の提案資料の書面審査を行った。
- ・技術開発派遣指導については、研究職員を、道内中小企業等や地域の中核的な試験研究機関に派遣して技術指導し、商品開発や特許出願につなげた。
- ・講師等派遣・依頼執筆については、発表会・講演会・セミナーへの講師派遣や委員会の委員等に就任して必要な助言を行うとともに、刊行物や業界誌・専門誌等への原稿執筆を行った。
- ・ホームページ等による制度の周知、展示会や成果発表会、市町村等への訪問やセミナーにおけるPR、研究職員データベースによる研究職員の指導技術内容の紹介により、技術相談、技術指導等件数の増加に取り組んだ。また、総合相談窓口において、分野横断的な技術課題に関する相談、各種事業等への協力要請等、道民や企業等からの様々な相談に対して、各研究本部との連携のもと、一元的に対応した。
- ・依頼試験については、肥料や水産物の成分の分析・測定、木材や機械部品の強度試験・性能試験などの様々な試験・分析・測定等を実施した。
- ・設備使用については、道総研が所有する各種測定機器や試験機器等を貸与し、企業等の技術開発、研究開発を支援した。
- ・インキュベーション施設については、施設を貸与し、企業等の新規事業化等

を支援した。

- ・食品衛生法に基づいた営業許可が取得可能な加工施設（試作実証施設）の利用を開始したことに加え、環境調査等の依頼試験、設備使用の項目の拡充や、JNL A（工業標準化法試験事業者登録制度）の試験事業者に登録するなど、利用者に対する支援を強化し、利便性の向上を図った。
- ・ホームページに試験内容や利用料金の掲載、企業支援機関のホームページ等への技術支援制度の概要の掲載に加え、設備使用で利用できる機器について写真や仕様等の詳細を掲載した「設備機器データベース」の運用を行い、利用者の増加に向けた取組を行った。また、研修会・講習会のほか、各試験場等の成果発表会におけるPRや、連携コーディネーターや連携協定締結機関を対象とした提供設備の見学会を行うなど、依頼試験、設備使用の利用増加に取り組んだ。
- ・建築基準法に基づく建築性能評価及び構造計算適合性判定等を実施した。また、ホームページに性能評価の概要や利用料金、手続きの説明を掲載し、利用者の利便性を図るとともに、事前打合せから試験実施までのスケジュール管理を行い、効率的に事業を実施した。
- ・企業等の技術者や地域産業の担い手を対象とした研修会・講習会を開催し、研究成果や知見、必要な技術の普及を図った。
- ・関係する分野の企業等の技術者、地域産業の担い手、大学等の学生、JICAを通じて海外の研修生等を研修者として受け入れ、必要な技術や知見等の指導を行った。

○連携の推進（No. 18～19）

- ・企業、大学、研究機関、金融機関等と連携協定を締結し、連携基盤の構築を図るとともに、連携基盤を活用して、共同研究の実施、普及・技術支援の実施に当たっての相互協力、研究員の派遣等の人材交流などの事業を実施した。
- ・国、市町村、大学、金融機関等の職員に連携コーディネーターを委嘱し、試験研究機関の視察、道総研内外の連携に関する情報交換・意見交換を行い、道総研に対する理解を深めてもらうとともに、外部の機関への連携を推進した。
- ・連携協定や連携コーディネーターのネットワークを活用して、共同研究の実施、技術支援、研究交流会の開催、展示会、セミナーの開催等イベントへの相互協力や人材交流等を行ったほか、北海道総合研究プラザ等を連携拠点

として活用した研究会・講習会等を開催し、成果の普及や技術交流に取り組んだ。

- ・道や国、市町村との連絡会議や意見交換を通して情報の共有化を図り、行政課題等に対応した研究や技術支援等を実施した。

○広報機能の強化（No. 20）

- ・プレスリリースによる情報提供に加え、報道機関を個別訪問し、研究成果等のPRを実施するとともに、道総研が主催する道民を対象としたセミナー、北海道と共催した「サイエンスパーク」や連携協定先との道民向けセミナー、他機関が主催するイベントに積極的に参加し、道民や企業、報道機関等を対象とした広報に取り組んだ。
- ・「第一期成果集」、企業と共同開発した商品等の事例を掲載した冊子「キラリと光る北海道の注目技術」を作成し、関係機関、各種イベント、企業訪問等の際に広く配布したほか、フェイスブックの導入、道総研全体の情報を発信する道総研メールマガジン「ほっかいどうの希望をかたちに！」の創刊、ホームページや道庁ブログの活用により、道民に身近でわかりやすい広報に取り組んだ。
- ・道内に事業所がある企業や信用金庫、商工会議所などの地域の企業と関わり強いと思われる団体等をターゲットに訪問し、研究成果や技術支援のPRを実施するとともに、利用者向け広報として地域企業等を対象としたセミナーを各地域で開催し、道総研の活動紹介や研究成果の発表などを行った。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第2分野（6項目）は、3評定6項目（100%）となり、計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

○業務運営の基本的事項（No. 21）

- ・外部環境の変化に柔軟に対応できる研究体制の構築や、限られた人員の効果的な配置、業務の効率的な運営などを図るため、各研究本部の要望等を踏まえ、研究本部別配分数を決定し、必要な人員の配分を行った。
- ・各年度において、限られた研究資源のより効果的・効率的な活用などを基本

的な考え方として予算編成方針を作成し、この方針に基づき予算編成を行った。

- ・重点領域に関する研究課題に対して、研究の規模や研究内容を精査し、研究評価委員会などの外部評価等を踏まえ、重点的に配分を行った。

○組織体制の改善 (No.22)

- ・高度で幅広い研究ニーズや課題に対応するため、研究体制や業務の執行体制の強化等が図られるよう、組織体制の見直しを行った。

○事務処理の改善 (No. 23)

- ・「事務改善に関するガイドライン」に沿った取組を行うとともに、さらなる事務処理の効率化や経費の削減などに向け、各試験場等から改善提案を募り、その内容を検証したうえで様々な見直しを実施した。

○道民や利用者からの意見把握と改善 (No. 24)

- ・研究成果発表会や公開デー、各種セミナーの参加者に対してアンケート調査を実施し、得られた意見や要望等を踏まえて、開催内容等の充実を図ったほか、市町村や関係団体を対象にアンケート調査を実施し、今後の業務運営に役立つ意見等を得た。
- ・技術支援制度、共同研究、受託研究の利用者、知的財産権の許諾先を対象にアンケート調査を実施し、得られた意見を踏まえて、業務運営の改善に向けた取組を実施した。
- ・学識経験者や産業界等の外部の有識者で構成される経営諮問会議や顧問懇話会を開催し、得られた助言を踏まえ、研究等について長期的な視点から業務運営の方向等について検討を行った。

○職員の意欲等の向上 (No. 25)

- ・能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、業務能率の向上を図ることを目的に、人事評価制度と勤務実績評価制度を一本化し、適切な運用を開始した。

○人材の採用、育成 (No. 26)

- ・研究、技術支援業務等を円滑に実施するため、今後の研究の方向性や運営費交付金、退職者や再雇用者の動向及び職員構成などを見据えながら、各年度

において「研究職員採用計画」を策定し、これに基づき、採用に向けた採用試験を実施した。また、優秀な人材の確保に向けた取組として、採用パンフレットを作成し、全国の主要大学に送付するとともに、採用試験の実施時期を前倒ししたほか、道人事委員会事務局のホームページ等に採用試験の情報を掲載するなど、周知方法の改善を行った。

- ・各職務（階層）に必要な能力の向上等を計画的に行うため、研修計画を作成し、新規採用職員研修をはじめ、新任主査級研修や新任研究部長級研修など、階層別研修を実施した。また、研究職員の技術力向上等のための大学等への派遣や研究能力向上のための専門研修を実施した。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

第3分野（6項目）は、3評定6項目（100%）となり、計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

○透明性の確保 (No. 27)

- ・財務諸表等の公表に当たっては、法定書類（財務諸表、事業報告書及び決算報告書）のほか、道民等が法人の財務内容等を容易に把握できるよう、「決算の概要」を作成し、ホームページで公表して、透明性の確保を図った。

○財務運営の効率化 (No.28)

- ・予算執行方針において、支出予算の厳正かつ効果的・効率的な執行の徹底を促し、事務的経費や維持管理経費の節約に取り組んだ結果、計画した予算の範囲内での執行となった。

○多様な財源の確保 (No.29)

- ・外部資金収入の確保については、研究職員の能力向上を図るとともに、研究成果の公表・普及を通じた企業とのマッチング等による外部資金の獲得に積極的に取り組み、平成27～29年度において実績額が増加した。
- ・知的財産収入の確保については、知的財産権利数、実施許諾契約件数の数値目標を達成し、知的財産収入を各年度安定的に確保した。
- ・依頼試験収入の確保については、技術支援制度のPR活動等により、依頼試

験や設備使用の利用拡大と自己収入の確保に取り組んだ。

○経費の効率的な執行 (No. 30~31)

- ・年度執行計画を作成し、四半期ごとの計画的な執行額を設定するとともに、毎月の月次決算報告の際に、予算差引一覧表や合計残高試算表を活用し、役員会で収益や資金等の状況を確認するなど、計画的執行を図った。
- ・監査計画及び内部検査計画に基づき、業務運営に関する監査や会計事務処理に係る検査を計画的に実施した。
- ・公的研究費の適正な管理・執行を図るため、内部監査計画に基づき、内部監査を計画的に実施した。平成28年度からは、対象範囲を拡大し、科学研究費補助金以外の公的研究費についても監査を実施した。
- ・予算の厳正かつ効果的・効率的な執行の徹底を図るため、予算執行方針を作成した。
- ・事務の簡素・効率化などの「事務改善に関するガイドライン」に基づく取り組みの徹底や、試験場等からの提案に基づいて事務改善に取り組むとともに、契約電力の見直しや庁舎照明器具の省電力化、庁舎窓建具の断熱化等を実施し、経費の縮減に取り組んだ。

○資産の管理 (No. 32)

- ・預金口座出納簿を作成して、適正に資金管理を行うとともに、支払準備金等の余剰資金について、金融機関の競争による定期預金による資金運用を行った。
- ・出資財産である土地・建物や、研究設備・機器等を適切に管理するため、固定資産台帳の整備を行うとともに、有形固定資産の稼働状況の調査を実施した。
- ・資産の管理状況について、資産取得の事務が適正に行われているか、資産の保全業務が適切に行われているか、などの観点から、実地監査を行った。また、資産を有効に活用するため、研究設備の共同利用や遊休機器の管理換を行った。不要となった出資財産(旧函館水産試験場庁舎等)については、解体工事を行い、道に出資財産の返納を行った。
- ・「研究情報基盤整備調整会議、同ワーキンググループ」における「研究情報基盤」の構築に向けた協議検討を踏まえ、通信回線や共通基盤の強化のほか、図書館システムや研究データベースの構築を行った。

第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第4分野(10項目)は、3評定7項目(70.0%)、2評定3項目(30.0%)となり、概ね計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

○施設及び設備の整備、活用 (No. 33~34)

- ・建物の劣化状況調査等による施設の状況把握を進め、現有施設の有効活用、庁舎の省エネ化等ファシリティマネジメントの取り組みを進めた。
- ・平成28年8月に発生した台風の被害を受けた施設等の機能を回復と、施設利用者の安全確保を図るための修繕を行った。
- ・「施設等整備計画」に基づき、施設の長寿命化を図るとともに、各資産管理者が作成する施設等整備計画書により施設の劣化状況等を把握し、計画的な施設整備を行った。

○法令の遵守 (No. 35)

- ・階層別研修において、職員倫理、交通違反・事故の防止やハラスメントに関する講義を行うとともに、各種会議において、交通違反・事故の発生状況等を周知するなど、役職員に対し法令遵守の意識の徹底を図った。
- ・「飲酒運転根絶に向けた決意と行動」を策定し、飲酒運転根絶宣言への署名や飲酒運転根絶カードの携帯などの具体的な取組を行った。
- ・北海道立総合研究機構研究不正防止計画の改正や、研究における不正行為防止に向けた研修の実施など、研究不正防止に取り組んだ。

○安全管理 (No. 36)

- ・職員のメンタルヘルス不調の未然防止を目的としたストレスチェック検査を導入した。
- ・灯油漏洩事故等の発生を受け、設備の管理状況等を内部検査の項目に加え、各試験場にて現地調査を行い、同様の事故の再発防止に努めた。
- ・職場におけるリスク要因を吸い上げる仕組みとして、「道総研リスクホットライン」を設置した。
- ・イベントの開催にあたっては、各試験場において、マニュアルの作成や事前に安全対策を講ずるなど、事故等の発生を未然に防止するための取組を行

った。

- ・毒物、劇物等の保管管理については、内部検査を通じて、改めて周知徹底を図るなど、毒物、劇物等を適切に保管管理するための取組を行った。

○情報セキュリティ管理 (No. 37)

- ・システム保守の受託業者と連携して、情報セキュリティポリシーに基づき、サーバーやパソコンのウイルス対策ソフトを最新の状態に維持するなどして、システム機器の安全対策や情報の流出防止を実施した。
- ・不審メール事案が頻発した際などに、添付ファイルは絶対に開封せず、当該メールを直ちに削除するよう、システムのインフォメーション欄に記事を掲載するなどして、注意喚起を行った。

○社会への貢献 (No. 38)

- ・道内外の団体や道民等の視察・見学者の受入れを積極的に実施するとともに、出前授業についても、道内高校へ出向き、講座等を実施した。
- ・各試験場等で実施する公開デーや、本部主催の道民向けセミナー、子どもたちに科学技術を身近に感じてもらうための参加体験型イベントである「サイエンスパーク」の実施、他の機関が主催するイベントに参加し、広く道総研の活動や科学技術に対する理解増進に取り組んだ。
- ・JICA等からの依頼を受け、各研究本部・試験場等において研修講師派遣や施設見学受入れ等の国際協力事業等に協力した。

○災害等の対応 (No. 39～40)

- ・「北海道と道総研との災害時等の緊急時における業務連携に関する協定書」に基づき、道から要請があった場合には、調査の実施や技術的な協力等を迅速かつ的確に行い、要請がない場合は、自主的な活動として防災に関する現地調査活動を行った。
- ・台風災害による被災農地の復旧に関する技術指導や、海底隆起に伴う地すべりに対する災害緊急調査を実施したほか、北海道地域防災計画策定等に向けた北海道防災会議へ地震や火山防災対策の専門委員を派遣した。これらの取組は道の施策立案のほか、災害等の原因解明や復旧事業等に活用された。

○情報公開 (No. 41)

- ・ホームページ等により、役員会、経営諮問会議等の開催状況や組織体制、財務に関する情報、研究・技術支援に関する取組など、道民へ積極的に法人運営等に関する情報を公開した。

○環境への配慮 (No. 42)

- ・各試験場等において「事務改善に関するガイドライン」に基づき、節電などの省エネルギーの取組や、環境に配慮した製品を積極的に利用するグリーン購入の促進、廃棄物の分別、業務車のレンタルリースにあたっては低排出ガス車を選定するなど、環境に配慮した業務運営を行った。